



いばらき賃上げ支援金

いばらき賃上げ支援金に**最低賃金の地方上乗せ分の一部を補助**する
「地域賃上げ加算支援コース」を追加しました。

賃上げ支援コース

・賃上げの対象時期

2025年4月1日～2025年10月11日

・賃上げ額

改正前の茨城県最低賃金+5円以下
(1,005～1,010円) の労働者の
賃金を、**35円以上**引き上げること

・支給額

正規雇用労働者1人あたり**5万円**
非正規雇用労働者1人あたり**3万円**

・支給上限

1事業者あたり最大**50万円**

地域賃上げ加算支援コース

・賃上げの対象時期

2025年4月1日～2025年10月12日

・賃上げ額

1時間当たりの賃金が
「1,068円」以下の労働者の賃金を
「1,074円」(※)以上に引き上げること
※改正後の茨城県最低賃金

・支給額

正規雇用労働者1人あたり**5千円**
非正規雇用労働者1人あたり**3千円**

・支給上限

上限なし

要件を満たした場合は、**どちらのコースも申請できます。**

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む。

対象労働者

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること

申請期間

2026年1月30日(金)

※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

申請・問合せ窓口

いばらき賃上げ支援事業事務局

茨城県水戸市城南2丁目10-6 ガーデンズ水戸1階

コールセンター:050-3385-8075

(受付時間:平日 午前9時～午後5時)

申請特設ページ



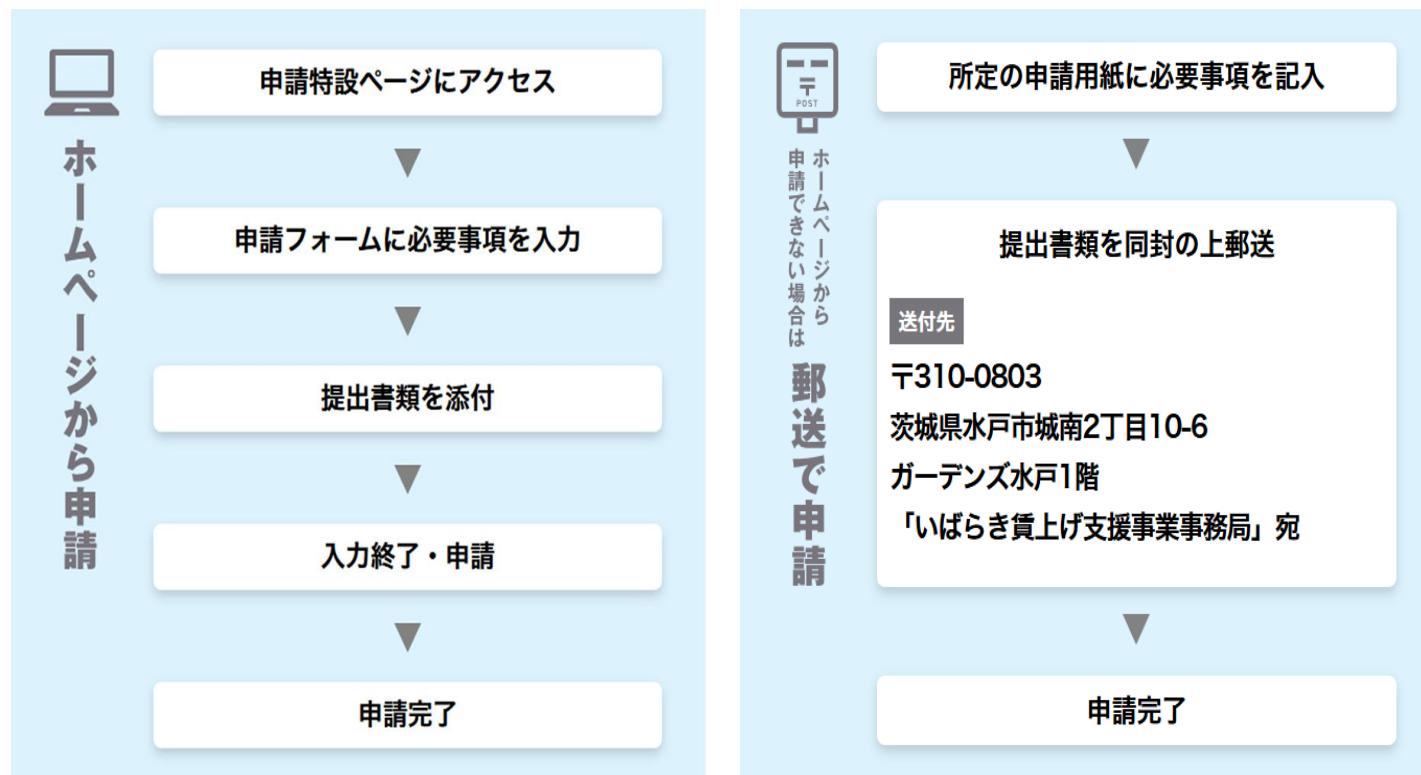
支援金申請について

必要書類

- ① いばらき賃上げ支援金申請書兼請求書（法人は様式第1号、個人事業主は様式第2号）
- ② 支給対象労働者一覧（様式第3号）
- ③ 支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
※ 基本給・所定労働日数・所定労働時間が明記されているもの。
※ 所定労働日数や所定労働時間の記載がない場合は会社カレンダー（休日カレンダー）等をご用意ください。
- ④ 賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定月分）
- ⑤ 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状
- ⑥ 預金通帳の写し（表紙及び見開き）
- ⑦ （法人の場合）履歴事項全部証明書
(個人の場合)直近の確定申告書の写し
- ⑧ 【賃上げ支援コースのみ】労働者賃金一覧
※申請特設ページ「申請様式」からダウンロードしてください。
- ⑨ その他、知事が必要と認める書類
※他の支援金や補助金の受給を証する書類 等

※詳しくは申請特設ページにあるマニュアルをご参照ください。

申請方法



申請特設ページは
こちら



<https://chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp>

お問い合わせ

※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

いばらき賃上げ支援事業事務局

茨城県水戸市城南2丁目10-6 ガーデンズ水戸1階

Tel:050-3385-8075(受付時間:平日午前9時~午後5時)

メール:info@chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp